

環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）の概要 (一部抜粋)

内閣官房TPP政府対策本部
平成 27 年 10 月 5 日

I.	TPP協定の意義	3
II.	市場アクセス交渉の結果	
1.	物品市場アクセス	5
2.	物品以外の市場アクセス	11
III.	ルール分野の概要	
第2章.	内国民待遇及び物品の市場アクセス	12
第3章.	原産地規則及び原産地手続	13
第4章.	繊維及び繊維製品	15
第5章.	税関当局及び貿易円滑化	16
第6章.	貿易救済	16
第7章.	衛生植物検疫（SPS）措置	17
第8章.	貿易の技術的障害（TBT）	17
第9章.	投資	18
第10章.	国境を越えるサービスの貿易	21
第11章.	金融サービス	23
第12章.	ビジネス関係者の一時的な入国	25
第13章.	電気通信	25
第14章.	電子商取引	26
第15章.	政府調達	28
第16章.	競争政策	29
第17章.	国有企業及び指定独占企業	29
第18章.	知的財産	30
第19章.	労働	32
第20章.	環境	33
第21章.	協力及び能力開発	33
第22章.	競争力及びビジネスの円滑化	34
第23章.	開発	34
第24章.	中小企業	34
第25章.	規制の整合性	35

第 2 6 章. 透明性及び腐敗行為の防止	3 5
第 2 7 章. 運用及び制度に関する規定	3 5
第 2 8 章. 紛争解決	3 6
第 2 9 章. 例外	3 6
第 3 0 章. 最終規定	3 6

I. TPP協定の意義

◆ 21世紀型の新たなルールの構築

- TPPは、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築するもの。
- 成長著しいアジア太平洋地域に大きなバリュー・チェーンを作り出すことにより、域内のヒト・モノ・資本・情報の往来が活発化し、この地域を世界で最も豊かな地域にすることに資する。

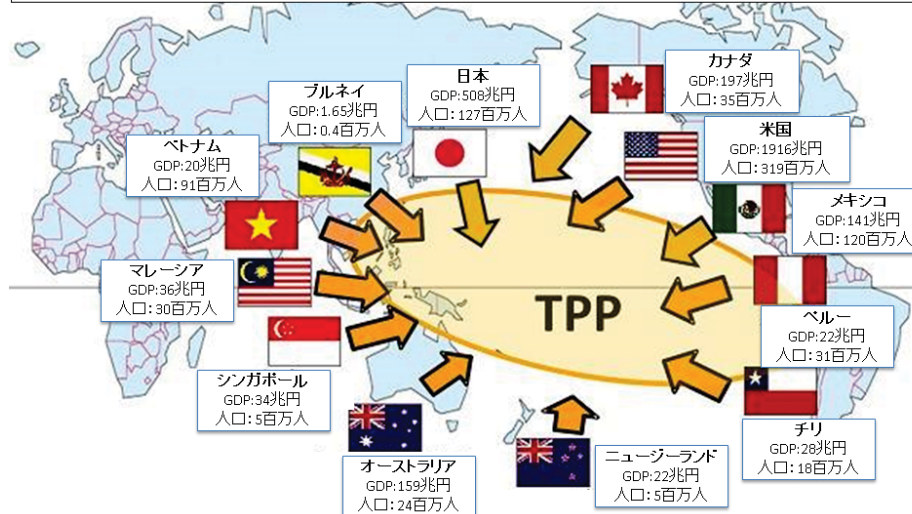
◆ 中小・中堅企業、地域の発展への寄与

- TPP協定により、大企業だけでなく中小企業や地域の産業が、世界の成長センターであるアジア太平洋地域の市場につながり、活躍の場を広げていくことが可能になり、我が国の経済成長が促される。
- ヒト、モノ、資本、情報が自由に行き来するようになることで、国内に新たな投資を呼び込むことも見込め、都市だけではなく地域も世界の活力を取り込んでいくことが可能となる。

◆ 長期的な、戦略的意義

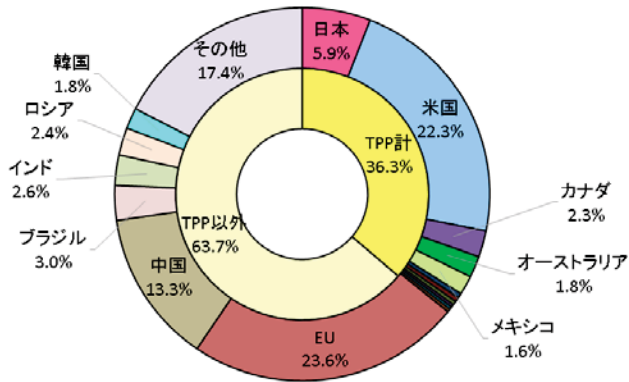
- 自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに貿易・投資の新たな基軸を打ち立てることにより、今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供。
- アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

○TPP交渉参加12カ国の経済規模は3,100兆円で、世界全体の4割を占める。
○TPP経済圏の市場規模(人口の合計)は8億人で、世界全体の1割を占める。



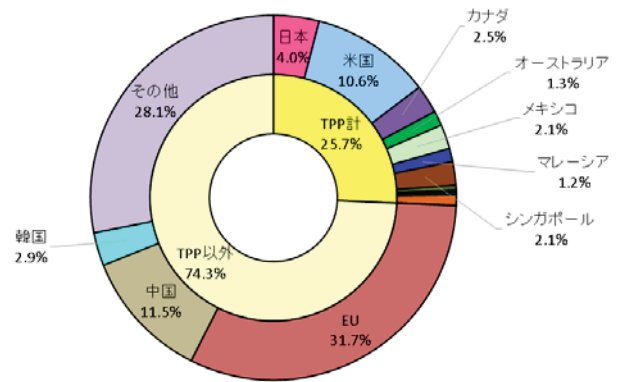
出典:世界銀行データベース(基準年:GDP=2014年、人口=2014年)
※1ドル=110円で換算(2014年度円相場平均)

TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合(2014年)



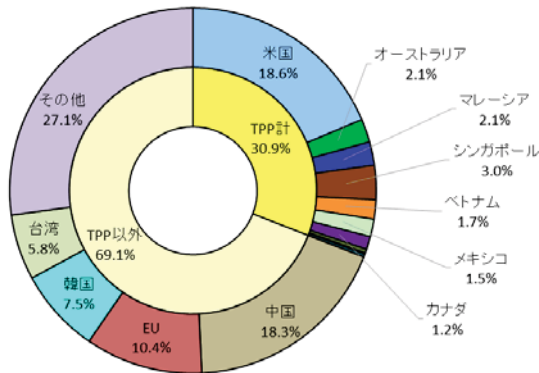
出典: World Economic Outlook Database April 2014より作成

TPP協定交渉参加国が世界の貿易に占める割合(2014年)



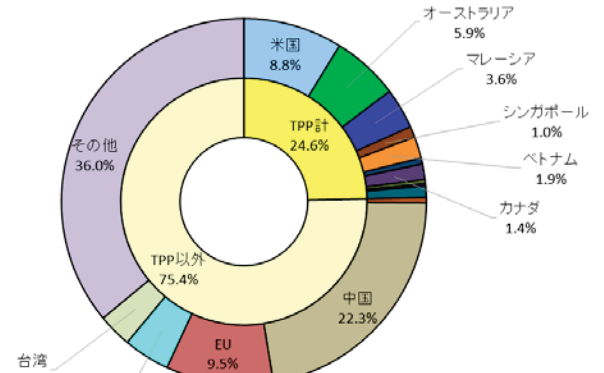
出典: IMF「DOTS」より作成

日本の輸出に占めるTPP協定交渉参加国の割合(2014年)



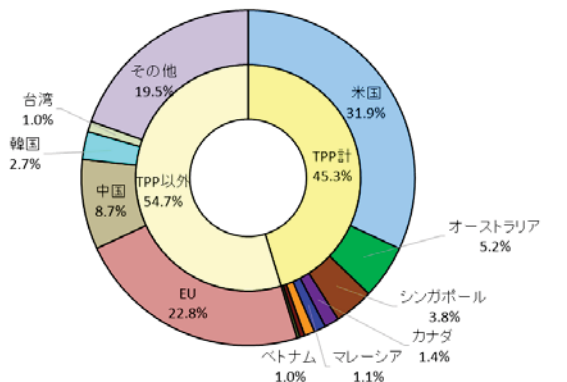
出典: JETRO地域別貿易概況より作成

日本の輸入に占めるTPP協定交渉参加国の割合(2014年)



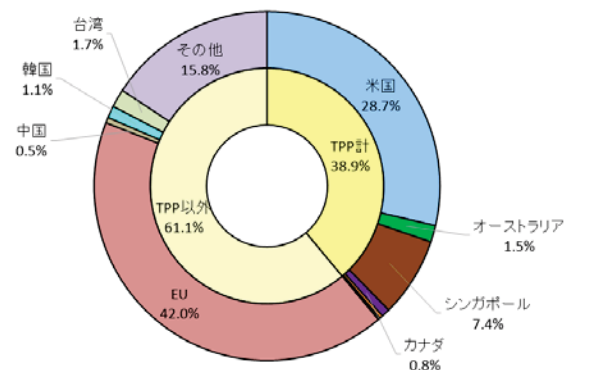
出典: JETRO地域別貿易概況より作成

日本からTPP協定交渉参加国への直接投資残高の割合(2014年)



出典: JETRO日本の国・地域対外直接投資残高より作成

TPP加盟国から日本への直接投資残高の割合(2014年)



出典: JETRO日本の国・地域対外直接投資残高より作成

<11ヶ国市場へのアクセス>

1. 農林水産品

我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全て（牛肉、米、水産物、茶等）で関税撤廃を獲得。具体的には、以下の措置を獲得。

- ① 米国向けの牛肉については、15年目で関税が撤廃されるまでの間、現行の米国向け輸出実績の20~40倍（3,000t(当初)→6,250t(最終年))に相当する数量の無税枠。
- ② 米国向けの米については、5年目で関税撤廃。
- ③ また、近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚・冷凍魚について、即時の関税撤廃。
- ④ 酒類については、全締約国において関税撤廃。特に、米国、カナダの清酒については、即時撤廃。

2. 工業製品

○工業製品について、11カ国全体で99.9%の品目の関税撤廃を実現。

輸出額（11ヶ国向け合計約1.9兆円）で見ても、99.9%を達成。（即時撤廃の割合は76.6%）

○EPA未締結の米国、カナダ、NZにつき、TPP発効時点で、工業製品の無税割合が

- 米国 : 39% → 67%
- カナダ : 47% → 68%
- NZ : 79% → 98%

に直ちに上昇。（3ヶ国合計で約7兆8,000億円分）

米 国

- ・ 全体として、工業製品の輸出額（約1.0兆円）の100%の関税撤廃を実現。
- ・ 自動車部品（輸出額2兆円弱：現行税率主に2.5%）に関し、8割以上の即時撤廃で合意。これは米韓FTAの内容を上回る高い水準。

<即時撤廃率>

- 日米（TPP）：品目数：87.4%、輸出額：81.3%
- 米韓FTA：品目数：83.0%、輸出額：77.5%

・ 乗用車（現行税率2.5%）は、15年目から削減開始、20年目で半減、22年目で0.5%まで削減、25年目で撤廃。

・ 日米並行交渉の結果、自動車分野の非関税措置やセーフガード措置、紛争解決手続等に関するルールを日米の譲許表に付表として規定。

・ 自動車に次ぐ主力分野である家電、産業用機械、化学では、輸出額の99%以上の即時撤廃を実現。

カナダ

- ・ 全体として、工業製品の輸出額（約 1 兆円）の 100%の関税撤廃を実現。
- ・ 乗用車（輸出の約 3 割：現行税率 6.1%）について、5 年目撤廃を実現。これは、既に交渉が終了しているカナダ・EFTAの内容（8 年目撤廃）を上回る高い水準。
- ・ 自動車部品（現行税率 主に 6.0%）は、日本からの輸出の 9 割弱が即時撤廃。

<即時撤廃率>

- 日加（TPP）：品目数：95.4%、貿易額：87.5%
- 加韓 FTA：品目数：72.2%、貿易額：59.1%

・ 自動車分野のセーフガード措置、紛争解決手続等に関するルールを日加の譲許表に付表として規定。

・ 自動車に次ぐ主力分野である化学、家電、産業用機械では、輸出額の 99%以上の即時撤廃を実現。

ニュージーランド

- ・ 輸出額の 98%以上の工業製品が即時撤廃。残りも 7 年目までには完全無税化。

豪州

- ・ 輸出額約 1 兆円のうち、日豪 EPA では 82.6%が即時撤廃されたが、TPP ではこれを上回る 94.2%の即時撤廃で合意。特に、主力の乗用車、バス、トラック（輸出の 5 割弱：現行税率 5%）の新車は、100%即時撤廃。日豪 EPA（輸出額の 75%が即時撤廃）からの深掘りを実現。

ベトナム

- ・ 日ベトナム EPA で最終的には工業製品の輸出額の 92%が関税撤廃される予定だが、TPP ではこれに加え、特に輸出関心の高い 3,000cc 超の乗用車（現行、最高 70%弱の高関税で保護）について、10 年目撤廃を実現。

（注）日米自動車並行交渉（主要項目の概要）

- ・ 強制規格等の策定過程の透明性確保
 - － 自動車の設計等に実質的な変更を要する強制規格等について、義務化まで 12 ヶ月以上の期間を設ける。
 - － 強制規格等に関する審議会の運営における透明性を確保。
- ・ 基準の調和
 - － 国連基準に調和していない日本の基準に関して、対応する米国の基準が日本の基準と同等以上に厳格であると我が国が認める場合には、その米国の基準に適合する自動車は日本の基準に適合するものとみなす（我が国の基準は一切引き下げない）。
- ・ PHP（Preferential Handling Procedure）：輸入自動車特別取扱制度

- －財政上の奨励措置からP H P車を排除しない形でP H Pを適用。
- ・特別な経過的セーフガード措置
 - －T P P協定一般の経過的セーフガード措置を強化：利用可能期間（関税撤廃の10年後まで）、発動回数（複数回発動可能）、発動期間（2年＋延長2年）等。
- ・特別な加速された紛争解決手続
 - －T P P協定一般の紛争解決手続と比較して、協議開始やパネル設置、報告書の発出までの期間を短縮。
 - －米国は日本による協定違反に対し最恵国待遇（MFN）税率への引上げ（スナップバック）や関税削減時期の延期（後倒し）が可能。日本は、米国による協定違反に対し、米国の対抗措置に相当する規模で、自動車以外の有税品目の関税引上げが可能。

2. 物品以外の市場アクセス

（1）サービス・投資

市場アクセス改善については、原則すべてのサービス及び投資分野を自由化の対象とし、規制の根拠となる措置や分野を列挙。日本企業の海外進出の観点から、諸規制の緩和や撤廃が進んだうえ、現状が明確化され、透明性が向上。

* 個別の具体的成果として、我が国産業界からの主要関心分野であったコンビニを含む流通業における外資規制の緩和。

（例）ベトナム

T P P発効後5年の猶予期間を経て、コンビニ、スーパー等の小売流通業の出店について、ベトナム全土において、「経済需要テスト（Economic Needs Test）」^{（注）}を廃止。

（注）出店地域の店舗数や当該地域の規模等に基づく出店審査制度

（例）マレーシア

小売業（コンビニ）への外資規制の緩和（コンビニへの外資出資禁止→出資上限30%）

小売業の諸手続が緩和され、透明性も向上

* その他の外資に対する規制緩和の例

（例）ベトナム

- ・電気通信業の外資出資比率規制の緩和（65%→75%等）
- ・地場銀行への外資出資比率規制の緩和（15%→20%等）

（例）マレーシア

- ・外国銀行の支店数の上限拡大（8支店→16支店）
- ・外国銀行の店舗外の新規ATM設置制限の原則撤廃
- ・国営再保険事業体からの再保険購入義務の緩和（購入割合一律30%→2.5%）
- ・信用格付会社への外資出資比率規制の撤廃（現行上限49%）
- ・ブミプトラ政策に関する留保が大幅に限定。留保内容が明確化。

（例）カナダ

- ・投資の事前審査の閾値の引き上げ（369百万カナダ・ドル→15億カナダ・ドル）

* クールジャパン推進の障害となりうる文化関連規制も限定された。

(例) カナダ

- ・ オンラインで提供される外国の音響映像コンテンツに対して規制を設けない。

(例) ベトナム

- ・ 劇場、ライブハウス等娯楽サービスの外資規制緩和（現行上限 49%→51%）、国内映画優先指定の緩和。

(2) 政府調達

- ・ ベトナム、マレーシア、ブルネイにおける日本企業の政府調達市場参入機会を初めて国際約束として規定。
- ・ 米国、豪州、カナダ、シンガポールは既存の国際約束以上の対象機関について政府調達市場を開放。
- ・ 豪州、チリ、ペルーは既存の国際約束より対象となる調達の基準額を引き下げ。

(3) ビジネス関係者の一時的な入国

・ 米国及びシンガポール以外の全ての国について一時的な入国及び滞在を認める自然人の категория及び滞在期間に関し、WTO・GATSを上回る約束。

(例) カナダ、マレーシア及びペルーについて滞在可能期間の長期化を実現。オーストラリア、カナダ、メキシコ、チリ等は、「短期商用訪問者」以外の category の自然人が帯同する配偶者についても本人と同一の滞在期間を許可することを約束。

Ⅲ. ルール分野の概要

第2章. 内国民待遇及び物品の市場アクセス

物品の貿易に関して、各国の譲許表に従い関税を撤廃等することを規定するとともに、内国民待遇、輸出入の制限、再製造品の取扱い、輸出入許可手続の透明性、行政上の手数料及び手続、輸出税等、物品の貿易を行う上での基本的なルールを規定する。また、農産品の貿易に関連する、輸出補助金、輸出制限等についても規定するほか、遺伝子組換え作物に関する情報交換等についても規定する。

また、本章の附属書である譲許表には、個別品目の関税の撤廃又は削減の方式、関税割当の詳細、個別品目のセーフガード等が規定されている。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

(1) 輸出税の新設・維持の禁止

※マレーシア（石油、パーム油、木材、魚等）及びベトナム（鉱物資源等）の輸出税が原則撤廃される。

(2) 輸入許可手続の透明化